

プレスリリース

三重県タクシー協会

【(一社) 三重県タクシー協会】

令和5年3月23日

(一社) 三重県タクシー協会
会長 末吉利 敦

【連絡先】

津市雲出長常町字六ノ割1190-1

事務局 景山、宮原

TEL. 059-234-8438

三重地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況について

三重地区においての令和2年2月1日からタクシー運賃の改定実施後のタクシー運転者の労働条件の改善状況についてのプレス発表について

三重地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

三重地区においては、令和2年2月1日からタクシー運賃の改定を実施（増収率11.61%）いたしました。これによる令和2年3月から8月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1 運賃を改定した事業者数（廃止・退会・事業譲渡事業者除く）

41社

2 平均増収率

△40.2%

（注）平均増収率は、次の算式により算出。なお、改定後6ヶ月間とは、運賃改定実施後の最初の賃金締切日の翌日からの6ヶ月間をいう。

（算式）改定後6ヶ月間の営業収入（税引き後）÷前年同期の営業収入（同）×100-100

3 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率

△24.0%

改定前1人平均給与月額 (平成31年3月令和元年～8月)	改定後1人平均給与月額 (令和2年3月～8月)
275,412円	209,273円

（注1）一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

（注2）一般運転者以外の運転者で事業を行っている3社を除く。

4 改定による賃金改善率の分布（一般運転者1人平均）

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10% 未満	計
2社	2社	0社	2社	2社	4社	26社	38社

（注）賃金改善率は、次の算式により算出。

$$\left[\frac{\text{一般運転者に係る 令和2年3月～8月の運転者1人平均給与月額}}{\text{一般運転者に係る前年同期の運転者1人平均給与月額}} \times 100 \right] - 100$$

5 営業収入に占める賃金支給率の変動状況（運転者に限る。）

103%以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
33社	0社	1社	2社	0社	0社	1社	0社

95%以上 96%未満	95%未満	計
0社	3社	40社

（注）賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\frac{\frac{\text{全運転者に係る令和2年3月～8月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}}}{\frac{\text{全運転者に係る前年同期の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}}} \times 100$$

6 その他

(1) 労働者負担の軽減

- ・労働者負担を全て廃止した事業者数 0社
- ・労働者負担の一部を廃止した事業者数 0社
- ・労働者負担の一部を廃止し、一部を軽減した事業者数 0社
- ・労働者負担の一部を軽減した事業者数 0社
- ・一切変更のない事業者数 42社

(2) 手当類の創設・拡充

- ・新しく手当を創設した事業者数（遅番手当の創設） 1社
- ・既存の手当について金額を増額する等拡充した事業者数
（通勤手当額の増額） 1社

(3) その他

- ・退職金制度を導入 5社
- ・労働時間の短縮 5社